

第2号様式

法令適用事前確認手続 回答書

平成19年3月26日

有限会社ブラザーズ運転代行G

代表取締役 久高 将貴 殿

自動車交通局旅客課長

平成19年2月26日付けをもって照会のあった件について、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会に係る法令の条項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

1 回答

照会のあった事実について照会法令の適用対象となるか否かは、国土交通省において回答できない。

2 当該事実が照会法令の適用対象となるか否かを国土交通省において回答できないことに関する見解及び根拠

国土交通省法令適用事前確認手続規則第2条において、本手続の対象となる法令の条項は、国土交通省の所管する法令の条項のうち、(1)当該条項が申請（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第3号に規定する申請をいう。）に対する処分の根拠を定めるものであって、当該条項に違反する行為が罰則の対象となる場合、(2)当該条項が届出、登録、確認等行政機関に対し一定の事項を通知する行為の根拠を定めるものであって、当該条項に違反する行為が罰則の対象となる場合、(3)当該条項が不利益処分（行政手続法第2条第4号に規定する不利益処分をいう。）の根拠を定めるものである場合、のいずれかに該当するものであって、民間企業等の事業

活動に係るものであると規定されているが、照会のあった法令の条項は本手続の対象となる国土交通省の所管する法令の条項のいずれにも該当しないため。

なお、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（以下「自動車運転代行業法」という。）は警察庁と国土交通省の共管法であるが、自動車運転代行業法第2条及び第16条の該当性や適合性についての判断に係る所管省庁は警察庁である。

また、自動車運転代行業法第12条は国土交通省の所管する条文であるが、当該条文は照会者が契約している保険の内容が、照会者が運転を代行しようとしている自動車全てを補償の対象としているものであることその他国土交通省令で定める損害賠償措置の基準に適合するものであれば、特段の問題はないものと考えられる。